

## 平成 29 年度 第 2 回 松阪市環境審議会 議事録

日 時 : 平成 30 年 1 月 15 日 (月) 13 時 30 分～15 時 15 分

場 所 : 松阪市役所本庁舎本館 5 階左側第 1 会議室

出席者 : 18 名

委員 12 名

富田靖男、門暉代司、大橋純郎、大西大輔、  
竹内直子、藤門真二、牧戸継右、山本清巳、  
柴田実、中川よし子、中北喜彦、村田満彦

事務局 6 名

吉田環境生活部長、荒川環境課長、徳田政策係長  
田代政策係主任、世古、土谷

### 〈議 事〉

あいさつ

環境生活部長あいさつ

#### 1. 委嘱状の交付について

※環境生活部長より委嘱状を交付。

※各委員より自己紹介。

#### 2. 会長・副会長の選任について

事務局 : 会長及び副会長の選任をお願いしたい。会長及び副会長の選任は、松阪市環境審議会規則第 2 条により、委員の互選により定めることとなっている。いかがか。

委員 : 事務局で案があれば述べていただきたい。

事務局 : 事務局としては委員の皆様にも第 6 期環境審議会からの再任をお願いしていることもあり、会長及び副会長についても再任いただければどうかと考えている。

委員一同 : 異議なし。

事務局 : それでは、第 7 期松阪市環境審議会の会長を富田委員に、副会長を門委員をお願いしたい。早速だが、富田委員と門委員は、会長及び副会長の席にご移動い

ただくよう願います。それでは、会長及び副会長からご挨拶を頂戴したい。  
まずは富田会長から願います。

※会長、副会長あいさつ。

事務局 : ありがとうございます。今後の議事進行に関しては、会長にお任せしたい。

### 3. 第二次松阪市環境基本計画（最終案）について

※事務局から説明。

会長 : ありがとうございます。前回と比較し、パブリックコメントや策定委員会を受けて、修正した部分の説明があったが、それらに対する意見をお願いする。大きな変更点は、中間目標と最終目標が数値化されたことである。

委員 : 松阪市の地球温暖化対策実行計画の表の活動項目で、電気、ガソリン、灯油、軽油、A 重油、都市ガス、LP ガスのエネルギー消費量が示されている。基本計画の中で健全な水循環の確保を市の方針として示しているが、水の使用量や活動量はここに含まれないのか。

事務局 : ここで記載されている項目は松阪市の事務事業における温暖化対策実行計画にあるエネルギー消費量の代表として記載したものである。その実行計画において、水についての記載が必要でないため、記載していない。委員のおっしゃるように水の消費に伴い、CO<sub>2</sub> の排出があることは理解しているが、前述の理由から記載はしていない。また、実行計画自体が温対法で定められた項目を活動項目としているものである。

委員 : 水は入れないということか。

事務局 : 活動項目としては入れない。

委員 : 環境に対する満足度で、満足度という形で目標値が設定されていることについて、満足度が上昇したが実行された項目が減る、反対に実行したにもかかわらず満足度が上がってこないということが考えられる。そういったことから満足度を数値目標とするのは少し難しいのではないか。

事務局 : 満足度の設定で計画の達成の目標とするかどうかについては基本計画策定委員会でも議論をしていただいている。本計画では、環境を自分のことととらえて

取組みを行ってもらえることがまちの環境保全につながっていくということから満足度を指標としてこのように掲げている。32 ページには環境目標をまとめたものを記載している。満足度を補完するものとして各項目に、満足度とは別の環境目標を設定している。そういうところで計画が達成に向けて推移していることを測っていただければと思う。

委員 : 今計画から満足度の目標を設定したが、最終結果を出すときにできたかできていないかを判断するのは難しいと思う。

委員 : 市民意識調査は5年に1回の実施か。

事務局 : 2年に1回である。

副会長 : 満足度については前回も申し上げたが、指標とできるものがないものもある。アンケートの対象者は毎回変わり、基準もない。満足度が上昇しても施策が充実したかというとは決してそうではない。ただ、数値目標を設定しなければならぬ以上、目標とするものが乏しいので満足度を目標として設定することになっている。実態と異なるとは思いますが、市民の皆さまに評価していただくものの一つの目安として見ていただけたらと思う。

委員 : 満足度で評価することは良いとは思いますが、これを目的にするとなるとややこしいのではないか。

副会長 : 一つの指標として利用していただきたい。

委員 : ごみ・リサイクルのところで課題が挙げられているが、ごみは何をもってごみとしているかの定義がない。必要ではないか。

事務局 : 市がごみとして認識しているのは、集積所に出されたものとしており、松阪市のごみ処理の状況の表の上のグラフであれば、集団回収を除くが燃えるごみ、燃えないごみを含んでいる。その右側にある県内市町のごみ処理状況及び資源化の状況の表には集団回収を含んだごみの量としているが、集団回収の中には小売店などで回収されたものは含まれていない。また、県内市町のごみ処理状況及び資源化の状況の表は県内における市の位置を示すものとして掲載している。

委員 : 町内で集めてくるごみも計測されているわけか。リサイクルという名目で出されているものも含まれるということか。

事務局 : 市で回収するものであれば含まれる。古紙などは事業者に依頼しているものになるが集団回収であればそれを含んでいる。

委員 : 学校で集めているものも集団回収か。

事務局 : そうである。

委員 : 2015 年度における 1 人 1 日当たりの排出量は 978 g であり、集団回収量を除いたら約 910 g であるので、その差が集団回収の量になる。

委員 : 小売店などでリサイクルボックスに出されている数値はわからないのか。

委員 : 清掃部局でも把握はしておらず、カウントが不可能である。

委員 : 家庭から出る総排出量となっているので、もっと定義を明確にさせていただいた方が良いのではないか。

事務局 : そのことについては 16 ページの注釈 7 で示しており、これが定義であると考え

副会長 : 市民の方は集団回収の理解がそもそも浸透していないので、注釈 7 に「市が回収した」と前置きすればよいのではないか。

事務局 : 注釈については、市民のクリーンセンターへの持ち込みも考慮して説明を検討する。

会長 : 先ほどの事務局の説明でよろしいか。ほかにいかがか。

事務局 : 事前に委員から最終案に対する意見をいただいているので、まとめたものを委員の皆様にお配りする。

委員 : この計画は 10 年先を見据えた計画を作ることなので、記載している観点を増やしてはどうかということを示した。

会長 : これを受けて提案に対する回答をお願いします。

事務局 : 基本計画の第 4 章施策の展開に関する提案である。こちらは市の施策に対する提案と考えており、内容については基本計画にとどまらず、大きく市の施策に関係してくるものである。各施策の担当課に提案を受けたことを伝えて検討したい。また、基本計画に反映できるかどうかについては担当課と協議して検討する。事務局としてはすぐに回答できるものではない。

会長 : この提案はそれぞれの分野に関係している。取り組むと言い切れるかは担当課の判断になる。

委員 : バイオマス発電は CO2 を発生しないのか。

事務局 : バイオマスはカーボン・ニュートラルという考え方をしている。これは、有機資源を燃やして発電する過程において発生する CO2 は、その有機資源が育っていく上で吸収した CO2 であることから地球にとって CO2 の排出量が増えるわけではないという考え方である。

委員 : バイオマス発電に関する記載があるが、一般の人は何か燃やせば CO2 が発生するという考えが一般的であるので、先ほどの説明を記載してはどうか。また、「木質バイオマスとして利用促進」とあるが、発電された電気は公共施設に利用するということか。

事務局 : 間伐材などを木質バイオマスの資源として利用を促進するということである。

委員 : CO2 の排出抑制よりも間伐材の有効活用ということか。発電の電力は公共施設で使うということか。

事務局 : 森林資源として利用促進することで、地域産業の活性化と温暖化対策の両方が実施されるということである。

委員 : 新エネルギーを拡大していくことではないということか。

事務局 : 間伐材などを木質バイオマスで利用してもらうことで新エネルギーの普及啓発につながると考えている。

委員 : 使われているのは何か。

事務局 : 木質バイオマスについては、小片野町で三重エネウッドが発電所を運営している。また、嬉野新屋庄町には辻製油が木質バイオマスボイラーを導入し、蒸気を発生させて利用している。

委員 : 一般企業が使用できる可能性はあるのか。

事務局 : 松阪市はウッドピアでチップを作っているということもあり、取組みやすい環境であると考える。

委員 : 普及させることが CO2 の削減につながるということか。バイオマスなどが企業の CO2 を減らすことに効果的であり、代替が可能であるなら検討したい思いもある。それと、CO2 排出による地球への影響が書かれていない。どこまで記載するかお任せするが検討をお願いしたい。

委員 : 工場で蒸気が発生しているが、それが垂れ流しになっている。

委員 : 排熱は、一部は活用されているが、100%の活用までは至っていない。それを活用することが省エネの課題である。排熱利用が大きな課題であり、効率が悪いと役に立たない。

委員 : 環境課主催のバイオマススタディーツアーの中でバイオマス発電をしている会社へ見学に行ったときに、排熱利用が課題と言っていた。せっかくなので市が仲立ちをして公的機関が連携し、市民の利益につながるような取り組みを行って頂きたい。

委員 : CO2 をどうするかについては企業にとっても課題である。基本計画への記載はせずとも、補助金とは言わないが何か相談できるような窓口があればよい。各企業が頭を抱えているのが現状である。

会長 : ほかにご意見はいかがか。

委員 : 私の近くの地域では畑が荒れて、野菜は不作であり、温暖化の影響が多大なものであると実感している。また、ある養蜂家の話によると、ミツバチのおかげ

で多くの作物が出来ているという話があった。そして、現在ミツバチの数は減少しておりその理由は農薬による影響や、温暖化によりミツバチが気温の変化についていけず数が減っている。何より、まじめな農家が近所迷惑になるという理由から除草剤を使っており、その影響で土がもろくなって崩れている。また、農家が農地を手放して太陽光パネルが出来ている。食糧不足の時代が迫っている側面もある中で、太陽光パネルを設置して、地面の中の微生物が死滅して、再び農地に戻すことができるのかということが疑問である。

委員 : 農業に限らず 1 次産業が衰退しているのは事実である。基本的には儲かるようになれば良い。環境保全の前に儲からない。儲からないから手を入れない。手を入れないから保全されない。儲かれば解決できる。

委員 : 生産者は高齢化が進んでいる。経済とうまく連携させてほしい。

委員 : 周辺の環境に対する満足度のアンケート結果の表について、市民が対象になっている調査か。県外からの移住者や観光で松阪に来ている人も含まれているのか。そのような人たちは以前の環境とのギャップを肌で感じると思うが、そのような方を対象にした調査を考えてもよいのではないか。

事務局 : 環境に関する市民意識調査の結果は総合計画策定時に基礎資料とすることを目的に実施されたものであり、環境分野の結果を流用しているものである。対象は市内在住の 15 歳以上の方から、5000 人を抽出して回答を得ているものである。市民意識調査は平成 28 年の 3 月 7 日から 3 月 28 日に調査されたものであり、有効回答数は 2371 通であり、回答数としては 47.4%であった。それが基礎になっている調査である。先ほど話にあった観光に来ている方は含まれていない。

委員 : 夕刊三重では、移住者の松阪市に対する意見を掲載している。

事務局 : 移住者も一定の条件を満たしていれば抽出の対象になる。

委員 : 駅前の観光案内所に意見を頂くようなアンケートを設置して環境に対する意見を取り入れてはどうか。

事務局 : 観光施策として各施設で行っている。

副会長 : 観光客の調査で聞き取り等は行っている。

委員 : わが社も従業員の満足度調査を基本的にクロスチェックという形で行っており、層別で出す事が出来る。夕刊三重の記事のように移住者の意見は非常に新鮮である。

事務局 : 居住年数の項目はあるのでクロスチェックは可能であるが、この調査は基本計画のために実施しているものではなく、総合計画策定のために調査されており、流用しているという側面がある。

委員 : 同じ人を調査するのであれば、それでも良いが、市民意識調査では対象が変わっていくため簡単には捉えられない。現状この結果であると捉えなければならないのでは。

委員 : 満足度が良くなったか悪くなったかを判断するのは難しい。

副会長 : 若い方の回答率は少ないのではないか。

委員 : 移住者の意見として松阪市は住みやすいという意見もあった。

会長 : ほかに意見はないか。

委員 : 私の提案を示したが、思いを述べたい。生物多様性の保全について、実態の把握が出来ているかどうか、どうやって生息環境の整理をするかである。それは行政だけに任せるのではなく、うまく地域住民を絡めて協働してできることを考えたい。ネコギギの生息数の把握をしてほしいこともあり、項目の追加を希望した。また、自然環境に配慮した農業・漁業の促進では、基本計画では大規模化を中心に考えていた。これから伸びる産業は農業であるので、頑張っている地域に元気が出るような施策を考えるべきである。市民1人1人が稼げることを考えて取組まなければならないと思う。快適な生活環境の創造について、公園の利便性を向上して利用の増加をするべきではないか。ごみの減量化と再使用・再資源化の促進について、大事なのは生ごみの水切りではない。1番しなければいけないことは必要なものは必要な時以外は買わないようにしてごみを出さないことであるので、「努める」ではなく「取組みます」と表現を改めていただきたい。多様な手法による地球温暖化対策の推進については先ほどの話のとおりである。

会長 : 貴重な意見ばかりなので事務局には検討をお願いしたい。三重県各地のネコギギの個体数が減少しているが、亀山市といなべ市では養殖が成功しているので、情報としてお伝えする。松阪市の場合、ネコギギは国から種としての天然記念物の指定と生息地としての指定を受けているため、2重の指定になっている。本来であれば一層保護に努めていかなければならない状況である。ほかにいかがか。

委員 : 審議会委員を対象にした松阪市の天然記念物や貴重生物などの観察会を企画していただきたい。机上で話すだけでなく、現場を見ることも必要ではないか。

会長 : 今の要望を受けて事務局としていかがか。

事務局 : 外へ出での勉強会等について、委員の皆様は公募委員を除き、各専門分野から出ていただいている。このことから、事務局として開催することは考えていない。また、市の各担当課で観察会等を開催していることもあるので、各自市民講座等を活用していただきたい。

副会長 : バイオマススタディーツアーは企画されたのか。

事務局 : 基本計画にある新エネルギーの普及・啓発を行うために環境課が企画したものになる。

副会長 : そういったものは審議会委員に直接通知していただいてもよいのではないか。また、会議自体を清掃工場で行う等して現場を拝見することもできるのではないか。

会長 : 会議の場をそのように設定すれば、分野外の方も勉強になるのでは。

事務局 : 検討する。

会長 : 事項書3については以上でよろしいか。

事務局 : 審議会として意見書を提出する。意見書は会長及び副会長に一任でよろしいか。

委員一同 : 異議なし。

#### 4. その他

会長 : その他について事務局から説明をお願いします。

事務局 : 本日出された意見については意見書ということで市長に提出させていただく。  
また、意見書作成については、会長及び副会長に一任いただいたということで  
ご了承承願いたい。

※環境課長あいさつ

会長 : これにて本日の審議会を終了とする。